

自立した主権者 をめざして

▶ ▶ ▶ Vol.43 ボトムアップの政治を阻むもの

KEYPOINT

- あなたは社会的な課題について日ごろ考えていますか？
- また、考えていることについてどんな活動をしていますか？

SUMMARY

東京都知事選挙が終わりました。今回の選挙は公営掲示板のポスターや政見放送などで想像もしなかった出来事が起こりました。今まで眉根をひそめながらも「こういうものだ」と見過ごしてきた問題が噴出したようにも感じられました。一方個人がひとりでブラカードをもって立つ「ひとり街宣」も多くみられるように。選挙はどう変わるべきなのでしょう。

お知らせ

(5月1日発行)1面論文について、構成や流れや受け止め方等をコメントする場をYouTubeチャンネルで配信しています。毎月配信しますのでニュースと併せてご視聴ください。



選挙はビジネスなのか？

7月7日に行われた東京都知事選挙を、皆さんはどうご覧になったでしょうか。都知事選挙と言えば以前から「奇抜な候補」や「特殊な主張をする候補」が他の選挙よりも目立つという認識はありましたが、今回はまるで政治と関係ない、主張とも受け取れないような内容の政見放送や、小学校の正門の近くにとても置くことができないような全裸に近い女性のポスターが掲示されたりと

(これは警視庁から都迷惑防止条例違反の疑いで警告された)、「カオス」ともいえる状況がつつきました。特に公認と関連候補合わせて24人を擁立した政治団体「NHKから国民を守る党」は、党に「寄付」をすれば、寄付者が自由に制作したポスターを貼れるとして枠を事実上販売するという、新しい「選挙ビジネス」を展開しました。政治家や候補者をクライアントとした「選挙に勝つための商材」であったり、選挙という事象を対象とした「情報が商材」とする事業とはまったく異なるものでした。なにしろ、選挙ポスターを掲示するスペースを広告スペースとして販売するという発想など、いままで誰ももったことが無かった

のですから。

また、ネットを使った選挙戦でも、候補者の動画を「拡散してください」ではなく、「切り取ってください」という呼びかけが行われました。一見「周知してほしい」という表現が流行りの言葉に置き換えられたようにも感じますが、拡散と切り取りは明らかに違います。なぜなら、切り取りは、れっきとしたビジネスだからです。

「切り取り動画」は、YouTubeやテレビ番組などの長尺動画の盛り上がった部分だけをユーザーが勝手に切り取り、自分のチャンネルで再配信された動画のことを言います。映像に目を引くような文字を載せ、印象に残る言葉をテンポ良く編集したりすることで、より注目を集めるように仕上げます。話題になっているものやネットでバズっている内容を配信するだけでアクセス数が上がり、広告収益が発生します。本来切り取りは著作権違反の行為ですが、発信元本人が許可をしている場合はその限りではありません。今回、もちろん支援者がYouTubeやTikTokに投稿した動画も多かったと思いますが、それ以上に注目を集めることが収益につながるアテンションエコノミーとしての投稿が多かったのではないかと思います。

「私の想い」をこめたひとり街宣の意義は

こうした、選挙という「イベント」を使った思いもよらない行為が目立った中、「ひとり街宣」という、動きも目立つようになりました。

ひとり街宣とは、選挙の立候補者や政党などが行う街宣とは関係なく、個人が推しの候補や政党を勝手にPRしたり、投票率アップを呼びかけたりする運動で、杉並区では2022年6月の区長選の際、市民が地元の駅頭に立ち、候補者さながら訴える活動が注目されたアクションです。その後も23年4月の区議選で同様の光景が見られ、今回の都知事選では杉並区の岸本聡子区長も公務後に一人でおこなっていました。しかしこの運動にも当然規制が入ります。まず、特定候補者への投票の呼びかけ（口頭）はOKですが、特定候補の名前や映像の記されたものを掲げるのはNGです。ちなみに、政党がこれを行う（チラシなどに明記する）ことは違反ではないので、都知事選の開始とともに共産党が蓮舫氏を応援しますという、党名の載ったビラを作成しました。この法令を厳密に解釈すると、一般人は特定候補を応援するビラは配布できないこととなります。この規制はひとり街宣に限らないことですので、無所属の候補はビラ等の物質面ではかなりの制約ができてしまうこととなります。現職でも困難ですが、新人候補は本当に何もできない、という状態になります。このため「〇〇と未来を語る市民の会」などの政治団体を作るという対策をとることになるのですが、反面、相手候補の名前や政策を批判する内容のビラを作成・頒布することは、選挙運動の一環として認められています。不思議ですよ。自分が応援したい人の名前はかけなくて、応

ない人の名前は書いても良いのです。確かに特定候補の公約等に関して大きく意図とずれていることを書かれたりすることから候補者を守ることを意図していると言われれば納得もしますが、それでも落選運動はしても良い、ということは腑に落ちません。

今回の都知事選で私たちが目にしたものは、今まで「あたりまえ」と思って見過ごしてきたことの矛盾でした。政党か候補者団体が許され、一般市民はその限りでないというのが現行法だとすると、選挙活動の自由を保障される一方、一般市民は厳しい制約下に置かれるとも考えられますが、これは**法の下での平等の原則に抵触しかねません。**

また、公職選挙法を逆手に取り、「市場」として選挙を見るような動きがこれ以上大きくならないように、選挙という行為の目的が間違っただけで伝わらないようにしなければなりません。

ひとり街宣を今までの「おまかせ民主主義」からの脱却のきっかけにするために。「私は」どうしたいのかという意味を表現できる選挙とはどういうものかを改めて考える時期にきているのです。

〈機関紙「日本再生」No.540の内容〉

多数決民主主義を超えて民主主義を内面化していくために●3-7面/コラム/一灯照隅●8-10面/総会報告●11-12面/インタビュー/希望の対抗軸を/佐々木寛・新潟国際情報大学教授●13-15面/インタビュー/平和的生存権と法の支配/清末愛砂・室蘭工業大学大学院教授

一緒に
考えてほしいこと

・今回の都知事選挙の一連の選挙活動について、あなたはどんな感想をもちましたか？

【連絡先】「がんばろう、日本！国民協議会」埼玉読者会

住所：埼玉県越谷市大里 226-1 白川ひでつぐ事務所

担当：吉田理子

ganbarou.r.a.saitama@gmail.com

がんばろう、日本！HP 埼玉読者会 note



がんばろう、日本！国民協議会は、「国民主権の発展」「人づくり」「がんばる日本と日本人を回復する国民運動」「自由・民主」東アジアの社会的リーダー層のネットワーク構築および日米同盟の再定義を目的として活動している団体です。機関紙「日本再生」および各種資料の発行や、例会、定例講演会などの開催、また国民的課題、地域的課題への取り組みなどを行っています。